

秋田公立美術大学履修規程

平成25年4月1日

規程第91号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第31条第2項、同条第3項、第47条第3項、第48条第2項および第61条の規定に基づき、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の授業科目の種類、配当年次、履修方法、学生が修得すべき単位数等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 本学で開講する授業科目の科目区分、名称、単位数、配当年次および修得すべき単位数は、別表1のとおりとする。

(教育職員免許に関する授業科目等)

第3条 学則第47条第3項に規定する教育職員の免許状の取得に必要な授業科目の区分、開講科目、単位数、配当年次および修得すべき単位数は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ当該各号の別表に定めるとおりとする。

(1) 中学校教諭一種免許状（美術） 別表2-1

(2) 高等学校教諭一種免許状（美術） 別表2-2

(3) 高等学校教諭一種免許状（工芸） 別表2-3

(学芸員資格に関する授業科目等)

第4条 学則第48条第2項に規定する学芸員の資格の取得に必要な授業科目の名称、単位数、配当年次および修得すべき単位数は、別表3のとおりとする。

(専攻)

第5条 学生は、3年次の始めに学則第3条第3項に定める専攻のいずれかに所属し、それぞれの専攻において定められた専門専攻科目を履修しなければならない。

(履修登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期ごとに授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

- 2 履修登録は、指定の履修登録の期間内に履修登録票を事務局に提出することにより行うものとする。
- 3 前項の規定により行った履修登録は、指定の履修登録の変更期間内に限り変更し、又は取り消すことができる。

(履修制限)

第7条 学生は、次に該当する授業科目は、履修することができない。ただし、学長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
 - (2) 授業時間が重複する授業科目
 - (3) 在学している年次よりも上級の年次に配当されている授業科目
 - (4) 既に単位を修得した授業科目
- 2 学生は、各年次において1年間に44単位を超える授業科目（自由科目を除く。）を履修することができない。
 - 3 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、履修登録において必要な制限を設けることができる。
 - (1) 本学の教育目的および教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対し授業科目を指定することが必要であると認められるとき。
 - (2) 特定の授業科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき。

(再履修)

第8条 学生は、単位の修得が認められなかった授業科目について、再履修をすることができる。

- 2 前項の場合において、当該科目の成績の評価は、再履修時の評価をもって充てる。

(試験)

第9条 定期試験は、授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が、その授業の開講期間の末に期日を定めて行う。ただし、担当教員が必要と認めるときは、随時に試験を行うことができる。

2 前項の規定による試験は、筆記、レポート提出、作品提出等の方法により行う。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績の評価（以下「成績評価」という。）は、各担当教員が試験の成績、平常の成績、出欠状況等を総合して評点を付することにより行うものとする。

2 成績評価は、次の表に掲げる基準により決定し、秀、優、良および可を合格として所定の単位を与えるものとする。

| 評価 | 評点区分 | 判定 |
|----|----------|-----|
| 秀 | 100点～90点 | 合格 |
| 優 | 89点～80点 | |
| 良 | 79点～70点 | |
| 可 | 69点～60点 | |
| 不可 | 60点未満 | 不合格 |

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認める授業科目においては、評点を付さずに、合又は否をもって成績評価を行い、合を合格として所定の単位を与えることができる。

(総合成績評価)

第11条 成績評価に対し、次の表のとおり評価点（以下「G P」という。）を設定し、履修した授業科目の評価点の平均（以下「G P A」という。）を算出することにより総合成績評価を行うものとする。

| 評価 | G P |
|----|------|
| 秀 | 4.00 |
| 優 | 3.00 |
| 良 | 2.00 |
| 可 | 1.00 |
| 不可 | 0.00 |

2 G P Aは、学期ごとに算出する学期G P Aと在学中の各学期を通算し

て算出する通算GPAとに区分し、それぞれ次の計算式により算出する。
この場合において、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{(履修登録をした授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGPA) の総和}}{\text{(履修登録をした授業科目の単位数) の総和}}$$

3 次の各号のいずれかに該当する授業科目は、GPAの計算に含めない。

- (1) 合又は否によって評価する授業科目
- (2) 自由科目
- (3) 学則第35条に定める他の大学等で修得した単位認定科目
- (4) 学則第36条に定める大学以外の施設における学修により修得した単位認定科目
- (5) 学則第37条に定める本学への入学前に修得した単位認定科目
(追試験)

第12条 病気その他の別に定める理由により定期試験を受験することができなかつた学生に対しては、本人の願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の規定により追試験を受験しようとする学生は、当該定期試験のあった日の翌日から起算して1週間以内に別に定める追試験願を担当教員に提出しなければならない。この場合において、担当教員が必要と認めるときは、医師の診断書その他の必要な証明書類を提出しなければならない。

3 追試験の実施日時、試験方法等は、担当教員が別に定める。
(再試験)

第13条 定期試験の結果、授業科目の成績が不合格となった学生が再試験を願い出、担当教員がその必要があると認めるときは、1回に限り再試験を行うことができる。

2 前項の場合において、再試験を受験しようとする学生は、担当教員が指定する期日までに所定の再試験願を当該担当教員に提出しなければならない。

- 3 再試験の実施日時、試験方法等は、担当教員が別に定める。
- 4 第10条第2項の規定に関わらず、再試験に基づく成績評価は、60点以上の評点を可とし、60点未満の評点を不可とする。

(不正行為)

第14条 試験において不正行為を行った学生については、当該不正行為のあった学期に履修した全ての授業科目の評価を原則不可とする。

(進級要件等)

第15条 2年次の終了時点において、60単位以上(自由科目を除く。)を修得していない学生は、3年次へ進級することができない。

- 2 4年次の前期の終了時点において、100単位以上(自由科目を除く。)を修得していない学生は、卒業研究を履修することができない。

(卒業要件)

第16条 本学を卒業するためには、別表1に定めるところにより、全ての必修科目(各専攻内で必修としている授業科目を含む。)を含み124単位以上を修得しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規程第13号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日規程第18号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の秋田公立美術大学履修規程別表1から別表2-3までの規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、編入学、転入学および再入学をした

者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則（平成29年 3 月 28日 規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程の別表 1 の規定は、全学年に適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学者については、この規程の改正前に在学している年次以下に担当されていた授業科目を従前どおり配置する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学者については、この規程の改正前に在学している年次よりも上級の年次に担当されている改正後の必修科目に限り配置する。ただし、平成28年度入学者については、改正前の必修科目「現代芸術論 C（ビジュアルアーツ）」および「現代芸術論 D（コミュニケーションデザイン）」を 2 年次前期に配置する。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、改正後の修得すべき単位数のうち、平成28年度以前入学者の外国語科目、平成27年度以前入学者の総合科目、平成26年度以前入学者の改正前に在学している年次以下に担当されていたコミュニケーションデザイン専攻科目の修得すべき単位数は、従前どおりとする。
- 6 改正後の規程の別表 2 - 1 から別表 2 - 3 までの規定は、全学年に適用する。ただし、平成28年度以前入学者については、別に定める方法を適用する。
- 7 編入学、転入学および再入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 8 その他経過措置に関する必要な事項は別に定める。

附 則（平成30年 3 月 30日 規程第 5 号）

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 20日 規程第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正後の秋田公立美術大学履修規程別表 1 から別表 2 - 3 までの規定は平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の秋田公立美術大学履修規程別表 1、別表 2 - 1、別表 2 - 2、別表 2 - 3 および別表 3 の規定は、令和 2 年度の入学者から適用し、平成 3 1 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、編入学、転入学、再入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日規程第 5 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の秋田公立美術大学履修規程別表 1 の規定は、令和 3 年度の入学者から適用し、令和 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、編入学、転入学、再入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則（令和 3 年 11 月 4 日規程第 20 号）

この規程は、令和 3 年 11 月 4 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 24 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の秋田公立美術大学履修規程別表 1 および別表 2 の規定は、令和 4 年度の入学者から適用し、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、編入学、転入学、再入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。